

**「京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会」
からの答申（案）に寄せられた御意見と検討委員会の考え方**

1 検討の必要性（88件）

| 御意見（要旨） | 件数 | 検討委員会の考え方 |
|---|-----|---|
| 法定外税の導入に賛成する。 | 33件 | 御意見を踏まえ、答申を取りまとめてまいります。 |
| 法定外税を導入するのではなく、歳出を削減すべきである。 | 10件 | 京都市の厳しい財政状況等から、持続可能なまちづくりを支える財源の確保に向けた税制の在り方の検討が極めて重要であると考えており、御意見を踏まえ、答申を取りまとめてまいります。 |
| 法定外税を導入するのではなく、住宅政策、子育て施策などの他の施策で目的を達成すべきである。 | 8件 | 負担を求めるだけでなく、施策と組み合わせ対応していく必要があると考えており、御意見を踏まえ、答申を取りまとめてまいります。 |
| 市民税や固定資産税等を払っている者から上乗せして取るのは反対である。 | 5件 | 空き家や別荘、セカンドハウスなどの非居住住宅の存在が、潜在的な住宅供給の可能性を狭めており、このような状況のもと、非居住住宅への居住の促進や土地・建物の有効活用を誘導するため、新たな負担を求めようかと考えています。 |
| コロナ禍で新税を導入すべきではない。 | 4件 | 御意見を踏まえ、答申を取りまとめてまいります。 また、課税開始の時期については、答申を踏まえて京都市において検討されるものと考えています。 |
| 住民票がないということをもって非居住住宅と認定すべきではない。 | 3件 | 御意見の趣旨を踏まえ、住民票の有無にかかわらず、「専ら居住の用に供する者のない住宅」を課税対象とする旨の文言を追加します。 |
| 既存の税目をきちんと徴収してから、新税を導入すべきである。 | 2件 | いただきました御意見について、京都市と共有し、今後の参考とさせていただきます。 |
| 若年・子育て層の流出を防ぐには、高さ規制などの規制緩和が必要である。 | 1件 | |
| 収入を増やすことが目的ではなく、住居等として利用してもらい、京都のまちを活性化させることが目的であり、そのためには必要なことだと思う。 | 1件 | 御意見を踏まえ、答申を取りまとめてまいります。 |
| 別荘（セカンドハウス）の所有者が本拠地を市内へ移せば、活気が出て良い。 | 1件 | |
| 歴史文化首都である京都の税制不均衡を改善する有効な手段のひとつだと思う。 | 1件 | |
| 新税の導入には賛成だが、制度設計は慎重に行うべきである。 | 1件 | |
| 子育て世代が物件が無くて出て行っているのに富裕層が中心部にセカンドハウスを所有して税金を払わないのは理解できない。 | 1件 | |
| 新たな財源確保と受益者負担の観点はずばらしい。 | 1件 | |

| | | |
|--|----|---|
| 今回の課税が本当によい方法なのか今一度検討してほしい。 | 1件 | 今回検討している法定外税については、居住や利活用の促進という政策目的の達成や原因者として必要な社会的費用を負担してもらうために、導入を提言するものです。 |
| 子育て層の居住促進のために税をかけるべきではない。 | 1件 | |
| 一人で居住することが困難な高齢者の負担が増加するため、反対である。 | 1件 | |
| 財源不足なら既存税目の超過課税で対応すべきである。 | 1件 | |
| 税収規模が少なすぎるため、今回検討している法定外税ではなく、他のものを課税対象とする新たな税目を再検討するか、既存税目の超過課税を実施すべきではないか。 | 1件 | |
| 意地の悪い税金である。 | 1件 | |
| 自分の財産をどうするのかは、憲法で保障された財産権の問題であり、行政に注文を付けられる性格のものではない。 | 1件 | |
| 「新たな財源」の議論は直ちに停止し、政府に交付税を求めていくべきである。 | 1件 | 今回検討している法定外税については、居住や利活用の促進という政策目的の達成や原因者として必要な社会的費用を負担してもらうために、導入を提言するものです。 なお、地方交付税の必要額の確保については、京都市において、国への要望を行っております。 |
| 京都市の財政問題と空き家等の問題は切り離して議論すべきである。 | 1件 | 今回の検討の背景に京都市の厳しい財政状況があることは事実ですが、今回検討している法定外税については、居住や利活用の促進という政策目的の達成や原因者として必要な社会的費用を負担してもらうために、導入を提言するものです。 |
| 一部の市民に負担を求めるのであれば、その対価を支払うべきである。 | 1件 | いただきました御意見について、京都市と共有し、今後の参考とさせていただきます。 |
| 制度を実施した場合の影響が十分に検討されていない。 | 1件 | 導入に向け、今後京都市において具体的な制度設計が行われる中で、影響についても十分に考慮したうえで実施されることが望ましいと考えており、御意見について、京都市と共有し、京都市における今後の制度設計において、適切な検討を促します。 |
| 現在の経済状況で負担を求めることは反対である。 | 1件 | 御意見を踏まえ、答申を取りまとめてまいります。 また、課税開始の時期については、答申を踏まえて京都市において検討されるものと考えています。 |
| 新税により住宅供給はされても、若年・子育て層に手が届くようになる保証は全くないのではないか。 | 1件 | 非居住住宅の存在が、潜在的な住宅供給の可能性を狭めており、人口減少等の一因になっているものと考えています。 また、負担を求めるだけでなく、施策と組み合わせることで対応していく必要があると考えています。 |

| | | |
|---|----|---|
| 納税通知書送付時などに市外居住の納税者に対し、意見を求めることが必要である。 | 1件 | 導入までのプロセスの各段階において、市民や納税者、関係者に丁寧に説明し、その理解を得ながら、しっかりと進めるべきと考えています。 |
| 本格的な別荘や悪質な転売目的住宅は明らかに半数以下であるため、熱海市などと比べて明らかに別荘税的なものに賦課する根拠が希薄である。 | 1件 | 空き家や別荘、セカンドハウスなどの非居住住宅の存在が、潜在的な住宅供給の可能性を狭めており、このような状況のもと、非居住住宅への居住の促進や土地・建物の有効活用を誘導するため、新たな負担を求めていると考えています。 |
| 市長以下が無駄遣いの責任を取る（報酬の返納など）ことなしに、新税の導入など許されない。 | 1件 | 京都市の厳しい財政状況等から、持続可能なまちづくりを支える財源の確保に向けた税制の在り方の検討が極めて重要であると考えており、御意見を踏まえ、答申を取りまとめてまいります。 |

2 京都市の現状（5件）

| 御意見（要旨） | 件数 | 検討委員会の考え方 |
|--|----|---|
| 建物だけでなく荒廃する土地や管理されていない土砂災害特別警戒区域を有する土地にも視野を広げていくべきである。 | 1件 | いただきました御意見について、京都市と共有し、今後の参考とさせていただきます。 |
| 投機目的の物件購入は子育て世代の流出を促進している。 | 1件 | 御意見を踏まえ、答申を取りまとめてまいります。 |
| 子育て世代の多くが不動産価格の高騰を受け、京都市内から出て行く選択を選んでいる。 | 1件 | |
| 市外居住、市内勤務の改善のためには、住宅流通のみでなく、京都市で暮らすことの魅力、生活の質の向上などを総体的に考えるべきである。 | 1件 | 負担を求めるだけでなく、施策と組み合わせ対応していく必要があると考えています。 |
| 非居住住宅の状況についてアンケート結果を示されているが抽出件数や回答率も記載すべきである。 | 1件 | 配布数は1,576件、回答数は903件、回答率は57.3%でした。 |

3 検討に当たっての論点（0件）

4 負担を求める理由（35件）

| 御意見（要旨） | 件数 | 検討委員会の考え方 |
|---|----|--|
| 他施策とセットで取り組むべきではないか。 | 9件 | 負担を求めるだけでなく、施策と組み合わせ対応していく必要があると考えています。 |
| 「歳入増加」と「定住促進」のどちらが主眼なのかよく分からない。 | 1件 | |
| 居住していない者に係る費用は、京都市が使用している金額に占める割合は微々たるものではないか。 | 1件 | |
| 受益に見合った負担となっていないのであれば均等割の税率を引き上げ、所得割の税率を引き下げる等の検討をすればよいのではないか | 1件 | 今回検討している法定外税については、居住や利活用の促進という政策目的の達成と、非居住住宅に係る特別の行政需要への対応の2つを理由として、導入を提言するものです。 |

| | | |
|--|-----|--|
| 個人住民税の家屋敷課税と目的が同じではないか。 | 1 件 | 今回検討している法定外税については、居住や利活用の促進という政策目的の達成と、非居住住宅に係る特別の行政需要への対応の2つを理由として、導入を提言するものです。 |
| 固定資産税上は空き家等であっても住宅として認定されることとの整合性が図れていない。 | 1 件 | 今回検討している法定外税については、居住や利活用の促進という政策目的の達成と、非居住住宅に係る特別の行政需要への対応の2つを理由として、導入を提言するものであり、この理由から、居住の有無を課税要件とする必要があると考えます。 |
| 課税しても住宅供給や居住が促進されるとは思わない。 | 1 件 | 新たな負担を求めることにより、住宅供給の促進、居住の促進や空き家発生の抑制につながり、将来にわたって京都のまちの魅力を向上させ、発展させていくことができる持続可能なまちづくりへ寄与することが期待できると考えています。 |
| 住宅供給等の効果は薄く、住民票移転などで易々と租税回避（課税免除）されるのではないか。 | 1 件 | |
| 富裕層が所有する住宅は新たな税を課税しても利用実態が変化しないと思う。 | 1 件 | |
| 空き家のせいで人口が減る、町内会に入らない、というが、別の理由があるのではないか。 | 1 件 | 非居住住宅の存在が、潜在的な住宅供給の可能性を狭めており、人口減少等の一因になっているものと考えています。 |
| 子育て層が住みやすくなったからといって、京都市の収入に寄与するとは考えられない。別荘所有者に住んでもらう方が、公益性が高いのではないか。 | 1 件 | 非居住住宅に負担を求めることによる効果のひとつとして、居住の促進が図られることにより、経済や地域コミュニティが活性化され、文化の振興等につながると考えています。 |
| 特別の行政需要について、根拠となる数値が示されていないため、導入の正当性は認められない。 | 1 件 | 京都市では、市域内に別荘やセカンドハウス、空き家等が点在しており、これらが特に享受することができる積極的な利益を明示することは困難であるものの、その受益に見合った負担となっているとは言いがたいものと考えます。 |
| 京都市民が当たり前負担している住民税と自治活動について、それに相当する応分の負担をセカンドハウス所有者にもしてもらおうというのが本来の趣旨で、それを目的に据えればいいのではないか。 | 1 件 | 負担を求める理由のひとつとして、地域コミュニティ等に係る社会的費用の低減を図りつつ、その経費に係る財源を確保することを挙げています。 |
| 子育て世代の人口流出を問題とするならば、主な理由は、「ホテル及びセカンドハウス目的の高級マンションの乱立」による、利便性の高い地域での物件の減少と家賃高騰ではないか。 | 1 件 | 市街地面積の限られた京都において、非居住住宅の存在が、潜在的な住宅供給の可能性を狭めていると考えられ、御意見を踏まえ、答申を取りまとめてまいります。 |
| 「人口減少に歯止めをかける」の命題がそもそも時代遅れ。日本全体の少子高齢化、人口減少の中で、京都市がひとり頑張っても限界があり、むしろ人口減少を「優雅なる衰退」として、これに応じた施策を実施すべきである。 | 1 件 | 負担を求めるだけでなく、施策と組み合わせ対応していく必要があると考えています。 |

| | | |
|---|------------|--|
| <p>空き家の解消は新税がもたらす効果の例であって、目的ではないと感じる。</p> | <p>1 件</p> | <p>非居住住宅の存在が、潜在的な住宅供給の可能性を狭めており、非居住住宅への居住を促進することにより人口の減少に歯止めをかけるとともに、土地及び建物の有効活用を誘導し、持続可能なまちづくりに資するものと考えます。</p> |
| <p>居住者が税負担に見合った行政サービスが受けられないといった事態を解消する事が目的であれば、空き家やセカンドハウス所有者への課税は理解できる。</p> | <p>1 件</p> | <p>御意見を踏まえ、答申を取りまとめてまいります。</p> |
| <p>「地域活動の活性化」は必ずしも全ての住民にとって好ましい物ではない。</p> | <p>1 件</p> | <p>地域コミュニティの活性化が、持続可能なまちづくりに寄与するものと考えます。</p> |
| <p>市内に複数住宅を所有しており、どの家も使用しているのに課税されるのはおかしい。</p> | <p>1 件</p> | <p>非居住住宅への居住の促進や土地・建物の有効活用を誘導するため、非居住住宅の所有者に対し、負担を求めていくことが適切であると考えています。</p> |
| <p>年金世代を標的にした追い出し策になる。</p> | <p>1 件</p> | <p>非居住住宅への居住の促進や土地・建物の有効活用を誘導するため、世代にかかわらず、非居住住宅の所有者に対し、負担を求めていくことが適切であると考えています。</p> |
| <p>多くの若年・子育て世代が居住するためには地価が下がらねばならないが、そうなれば固定資産税による税収が減ってもよいのか。</p> | <p>1 件</p> | <p>空き家や別荘、セカンドハウスなどの非居住住宅の存在が、潜在的な住宅供給の可能性を狭めており、このような状況のもと、非居住住宅への居住の促進や土地・建物の有効活用を誘導するため、新たな負担を求めてはどうかと考えています。</p> |
| <p>新税で入ってきた分、一般会計から空き家対策費が削減されるのではないのか。</p> | <p>1 件</p> | <p>新たな負担を求めることで得た財源も使い、都市戦略として京都に暮らす魅力や価値の発信を行い、住宅政策として空き家の更なる流通促進や管理不全空き家の防止に取り組む中で、税制度の活用により、更なる政策効果が期待できるものと考えられる、としております。</p> |
| <p>法定外税にも普通税と目的税があるが、どちらにするのか具体的な記載がない。</p> | <p>1 件</p> | <p>新たな負担を求めることで得た財源も使い、都市戦略として京都に暮らす魅力や価値の発信を行い、住宅政策として空き家の更なる流通促進や管理不全空き家の防止に取り組む中で、税制度の活用により、更なる政策効果が期待できるものと考えられる、としております。 なお、検討委員会において、持続可能なまちづくりのための施策に用いる法定外普通税として導入することになるのではないかと、との御意見をいただいたところです。</p> |

| | | |
|---|----|--|
| 市内就労人口の増加は、短期的に税制や住宅政策のみで達成することは難しく、企業誘致と併せて総合的かつ中長期的な取組が必要である。 | 1件 | 新たな負担を求めることで得た財源も使い、都市戦略として京都に暮らす魅力や価値の発信を行い、住宅政策として空き家の更なる流通促進や管理不全空き家の防止に取り組む中で、税制度の活用により、更なる政策効果が期待できるものと考えられる、としております。 |
| ふるさと納税として納入する選択肢を用意してはどうか | 1件 | 具体的な制度設計については、今後、京都市において検討されるものと考えています。 |
| 税収はどういったものに使われるのか。 | 1件 | 具体的な制度設計については、今後、京都市において検討されるものと考えていますが、持続可能なまちづくりに資するものに用いることが望ましいと考えています。 |
| 税収は市内の小中学校の補修に使用してほしい。 | 1件 | いただきました御意見について、京都市と共有し、今後の参考とさせていただきます。 |

5 負担を求める対象（110件）

| 御意見（要旨） | 件数 | 検討委員会の考え方 |
|---|----|---|
| 市民に課税するべきではない。 | 9件 | 今回検討している法定外税については、居住や利活用の促進という政策目的の達成と、非居住住宅に係る特別の行政需要への対応の2つを理由として、導入を提言するものであり、市民かどうかにかかわらず、非居住住宅の所有者に対し、負担を求めていくことが適切であると考えています。 |
| 府市登録文化財や景観重要建造物、歴史的意匠建造物などの歴史的建造物を課税免除とすべきである。 | 7件 | 御意見の趣旨を踏まえ、歴史的建造物などを課税免除の対象にすべきかについて、今後京都市において検討されたい、との文言を追加します。 |
| 課税逃れが発生しないようにすべきである。 | 6件 | 課税捕捉に当たっては、公平性の観点から確実に調査を行い、的確に課税対象を把握することが重要であると考えています。 |
| 富裕層が所有するセカンドハウスと諸事情があって所有している住居を同じ括りで課税対象とすべきでない。 | 5件 | 非居住住宅への居住の促進や土地・建物の有効活用を誘導するため、非居住住宅の所有者に対し、負担を求めていくことが適切であると考えています。 |
| 京町家はすべて課税免除にすべきである。 | 4件 | 課税免除の要件については、負担を求める理由や担税力、公益性の観点から検討すべきものであり、御意見について、今後制度設計の参考とするよう、京都市にお伝えします。 |

| | | |
|---|----|--|
| 京町家は課税すべきである。 | 4件 | 課税免除の要件については、負担を求める理由や担税力、公益性の観点から検討すべきものであり、御意見について、京都市と共有し、京都市における今後の制度設計において、適切な検討を促します。 |
| 相続により取得した場合については、特別の配慮をすべきではないか。 | 3件 | 答申案において、「相続財産で処分が決まっていないものについて一定期間徴収を猶予するか、それとも申請により一定期間免除とするかなどについては、今後京都市において検討されたい」としており、御意見を踏まえ、答申を取りまとめてまいります。 |
| 管理されている空き家に課税されるのはおかしい。 | 3件 | 非居住住宅への居住の促進や土地・建物の有効活用を誘導するため、非居住住宅の所有者に対し、負担を求めていくことが適切であると考えています。 |
| 市街化区域に対象を限定する必要はない。 | 3件 | 市街化調整区域については、市街化を抑制するために設けられていること、また、市街化区域外の地域の過疎化の原因は他にあり、負担を求めたとしても居住促進につながるとは考えにくいことから、対象を市街化区域に限定してはどうかと考えています。 |
| 徴税コストがかかりすぎる。 | 3件 | 京都市において効率的な事務執行を心掛けて検討を行うべきであると考えており、京都市と共有し、京都市における今後の制度設計において、適切な検討を促します。 |
| 京町家条例の京町家のすべてを課税免除にすべきではない。やるとしても重要京町家等に限定すべきである。 | 3件 | 課税免除の要件については、負担を求める理由や担税力、公益性の観点から検討すべきものであり、御意見について、今後制度設計の参考とするよう、京都市にお伝えします。 |
| 会社都合により空き家になる場合を課税対象から除いてほしい。 | 2件 | |
| 資産価値を表す額が一定以下のものも課税すべきである。 | 2件 | |
| 民泊にも課税してほしい | 2件 | 具体的な制度設計については、今後京都市において行われるものと考えていますが、事業用に使用を予定しているものについては、土地建物の有効活用に着手していることから、課税免除とすることを考えています。 |
| 民泊は課税免除に当たるか。 | 1件 | 課税免除の要件については、負担を求める理由や担税力、公益性の観点から検討すべきものであり、具体的な制度設計については、今後京都市において行われるものと考えていますが、事業用に使用を予定しているものについては、土地建物の有効活用に着手していることから、課税免除とすることを考えています。 |

| | | |
|---|-----|---|
| 会社所有の保養所なども対象に加えるべきではないか。 | 1 件 | 具体的な制度設計については、今後京都市において行われるものと考えていますが、事業用に使用を予定しているものについては、土地建物の有効活用に着手していることから、課税免除とすることを考えています。 |
| いずれは京都市内に戻ってくるつもりであるが、仕事等の関係で転居する場合、親が死亡して相続し、いずれは本人や家族が住む予定であるものなど、課税対象は様々なケースが想定できるが、それらを一律に非居住住宅として課税するのは納得できない。 | 1 件 | 非居住住宅への居住の促進や土地・建物の有効活用を誘導するため、非居住住宅の所有者に対し、負担を求めていくことが適切であると考えています。 |
| いずれ京都に戻るために無理をしながら確保している。このような事情を考慮せず課税されても支払えない。 | 1 件 | |
| 親から受け継いだ家を適切に管理し、保存に努めているのに課税されるのはおかしい。 | 1 件 | 非居住住宅への居住の促進や土地・建物の有効活用を誘導するため、非居住住宅の所有者に対し、負担を求めていくことが適切であると考えています。 |
| 売りたいくてもなかなか買い手が付かず売れない住宅があることを考慮してほしい。 | 1 件 | |
| 放置されている空き家も含めて検討すべきである。 | 1 件 | |
| 所有者の事情を詳細に調査のうえ、課税を検討すべきである。 | 1 件 | |
| 周辺部に不動産を所有する市民に課税するのはバランスに欠ける。 | 1 件 | 非居住住宅への居住の促進や土地・建物の有効活用を誘導するため、市街化区域に存する非居住住宅の所有者に対し、負担を求めていくことが適切であると考えています。 |
| 非居住外国人に向けた新税として導入してはどうか。 | 1 件 | 非居住住宅への居住の促進や土地・建物の有効活用を誘導するため、市外居住者や非居住外国人に課税対象を限定せず、非居住住宅の所有者に対し、負担を求めていくことが適切であると考えています。 |
| 法人所有のものについても課税すべきである。 | 1 件 | 非居住住宅への居住の促進や土地・建物の有効活用を誘導するため、個人・法人にかかわらず、非居住住宅の所有者に対し、負担を求めていくことが適切であると考えています。一方で、事業用に使用を予定しているものについては、土地建物の有効活用に着手していることから、課税免除とすることを考えています。 |
| 空き家は課税もやむを得ないが、セカンドハウスは管理はおおむね適正であることが多い。 | 1 件 | 非居住住宅への居住の促進や土地・建物の有効活用を誘導するため、管理状態にかかわらず、非居住住宅の所有者に対し、負担を求めていくことが適切であると考えています。 |
| 家具等が置かれていれば課税免除とすべきである。 | 1 件 | 非居住住宅への居住の促進や土地・建物の有効活用を誘導するため、家具等の有無にかかわらず、非居住住宅の所有者に対し、負担を求めていくことが適切であると考えています。 |

| | | |
|--|-----|---|
| 投機目的で頻繁に売買するケースほど課税すべきである。 | 1 件 | 非居住住宅への居住の促進や土地・建物の有効活用を誘導するため、所有目的にかかわらず、非居住住宅の所有者に対し、負担を求めていくことが適切であると考えています。 |
| 介護、入院、進学、DV、就職などの場合には課税対象とすべきではない。 | 1 件 | 課税免除の要件については、負担を求める理由や担税力、公益性の観点から検討すべきものであり、京都市と共有し、京都市における今後の制度設計において、適切な検討を促します。 |
| 近い将来の定住を予定している空き家は課税対象外にしてほしい。 | 1 件 | |
| マンションの非居住住戸は課税して、京町家は課税免除なら、京都に別荘を持ちたい人は京町家を別荘として利用するのではないか。 | 1 件 | |
| 勤務異動でセカンドハウス化するもの以外は徴収されることが望ましい。 | 1 件 | |
| 利便性の高い地域に住宅を供給するには、課税免除になるおそれがある建物の評価額が低い築年の古い木造の空き家に課税すべきである。 | 1 件 | |
| 賃貸または売却を予定しているものも課税すべきである。 | 1 件 | |
| 京町家について、京町家条例のものだけでなく、京町家カルテ及びプロフィール取得者も対象とすべきである。 | 1 件 | |
| 何かの指定を受けていて厳しい規制を受けている建物は、課税免除にしてもよいと思う。 | 1 件 | |
| 賃貸物件の空き部屋は対象とすべきでない。 | 1 件 | 課税免除の要件については、負担を求める理由や担税力、公益性の観点から検討すべきものであり、御意見について、今後制度設計の参考とするよう、京都市にお伝えします。なお、事業用に使用しているものについては、課税免除とすることが考えられます。 |
| 売却予定のものは期限を設けず課税免除とする方がよい。 | 1 件 | 課税免除の要件については、負担を求める理由や担税力、公益性の観点から検討すべきものであり、具体的な制度設計については、今後京都市において行われるものと考えていますが、課税逃れの防止など公平性の観点から、一定期間を経過しても契約に至らなかった場合は免除しないこととしてはどうかと考えます。 |
| コンドミニアム的なホテルの一室の所有権購入に対しての課税を考えるべきである。 | 1 件 | いただきました御意見について、京都市と共有し、今後の参考とさせていただきます。 |
| 事業用や賃貸・売却を予定しているものについては、課税開始より一定期間内に所有者からの申告があった場合のみ課税免除とすべきである。 | 1 件 | 課税免除の運用については、今後、京都市において検討されるものと考えており、御意見を踏まえ、答申を取りまとめまいります。 |
| 市内に土地、建物を所有していながら、住民税を支払っていない法人等にも、対象を拡大すべきである。 | 1 件 | 個人・法人にかかわらず、非居住住宅の所有者に対し、負担を求めていくこととなるものと考えています。なお、例えば法人が京都市の市域内に事業所や寮などを所有している場合は、法人住民税が課されることとなります。 |

| | | |
|--|----|---|
| 空き家で長期間放置や誰が相続したのかわからなくなっているものは権利を放棄した扱いにすべきである。 | 1件 | 答申案において、「相続財産で処分が決まっていなかったものについて一定期間徴収を猶予するか、それとも申請により一定期間免除とするかなどについては、今後京都市において検討されたい」としており、御意見を踏まえ、答申を取りまとめてまいります。 |
| 相続等により所有した居住地の近くに所有する空き家については、課税免除とすべきである。 | 1件 | |
| 対象の空き家は、管理不全家屋のみとしてほしい。 | 1件 | 空き家や別荘、セカンドハウスなどの非居住住宅の存在が、潜在的な住宅供給の可能性を狭めており、このような状況のもと、非居住住宅への居住の促進や土地・建物の有効活用を誘導するため、新たな負担を求めることが考えられます。 |
| 空き家を売却できず所有しているものもある。 | 1件 | 負担を求めるだけでなく、空き家の更なる流通促進など、施策と組み合わせ対応していく必要があると考えています。 |
| 事業用に使用を予定しているものは課税免除すべきではない。 | 1件 | 事業用に使用を予定しているものについては、土地建物の有効活用に着手していることから、課税免除とすることを考えています。 |
| 課税免除の対象に、集会所として利用する場合などを追加してはどうか。 | 1件 | 答申案においては、固定資産税において非課税又は課税免除とされているものを新税の課税免除の対象としており、集会所は固定資産税の課税免除の対象となっていることから、新税についても課税免除となるものと考えています。 |
| 所有者は居住していないが、その住居に居住する者が存在する場合は課税対象から除外してほしい。 | 1件 | 課税対象として、専ら居住の用に供する者のない住宅を想定しており、居住者が存在するものについては課税対象とならないと考えています。 |
| 非居住住宅とは、何を指すのかが分からない。 | 1件 | 非居住住宅とは、専ら居住の用に供する者のない住宅を指し、この非居住住宅を課税対象としてはどうかと考えています。 |
| セカンドハウスは住民票はあるが不在が多いものより地域に貢献する。 | 1件 | 非居住住宅の存在が市街地面積の限られた京都市において、潜在的な住宅供給の可能性を狭めており、負担を求めていくことが適切であると考えています。 |
| 課税実務を担当する職員体制を構築する必要があるが、一方で人件費の削減は喫緊の課題である。 | 1件 | 京都市において効率的な事務執行を心掛けて検討を行うべきであると考えており、京都市と共有し、京都市における今後の制度設計において、適切な検討を促します。 |
| 個人の財産に対して、一律に課税するのは反対である。 | 1件 | 課税対象については、専ら居住の用に供する者のない住宅としつつ、負担を求める理由や担税力、公益性の観点から課税免除を設けてはどうかと考えており、京都市と共有し、京都市における今後の制度設計において、適切な検討を促します。 |

| | | |
|--|----|--|
| 所有者不明の場合にはどのように対応されるのか。 | 1件 | 固定資産税の取扱いに準じるものになると考えますが、具体的な制度設計については、今後、京都市において検討されるものと考えています。 |
| 徴収率の見込みを示すべきである。 | 1件 | 今回の答申は非居住住宅への適正な負担の在り方についての考え方をお示ししているものであり、具体的な制度設計については、今後、京都市において検討されるものと考えています。 |
| 徴税コストが示されていない。 | 1件 | 具体的な制度設計については、今後、京都市において検討されるものと考えていますが、京都市において効率的な事務執行を心掛けて検討を行うべきであると考えており、京都市と共有し、京都市における今後の制度設計において、適切な検討を促します。 なお、検討委員会において、現時点での見込み額として、初年度約8億円、平年度約2億円との徴税費用見込み額が示されました。 |
| 空き家の判断要件を明確にしてほしい。 | 1件 | 具体的な制度設計については、今後、京都市において検討されるものと考えています。 |
| 住民票が他都市にあり、市内に実家がある。年金生活を行いながら、管理しているが、新税の対象となるのか。 | 1件 | 今回検討している法定外税については、非居住住宅の所有者に新たな負担を求めることを考えており、詳細な制度設計については今後京都市において行われるものと考えていますが、その判断については、住民票の有無にかかわらず、「専ら居住の用に供する者のない住宅」を課税対象としてはどうかと考えています。 |
| DVに係る調査や課税の対応は問題が多いと考える。 | 1件 | 具体的な制度設計については、今後、京都市において検討されるものと考えておりますが、京都市と共有し、京都市における今後の制度設計において、適切な検討を促します。 |
| 担税力のある所有者は新税があっても行動を変えないだろうから、政策税制としての効果は限定的ではないか。 | 1件 | 具体的な制度設計については、今後、京都市において検討されるものと考えておりますが、資産価値を示すものをもとに税額を算出することで、担税力に見合った負担を求めることができ、政策効果が期待できるものと考えています。 |
| 課税対象物件や納税義務者のスクリーニングなど、運用面できめ細やかな対応が望まれる。 | 1件 | 詳細な制度設計については今後京都市において行われるものと考えていますが、御意見について、今後制度設計の参考とするよう、京都市にお伝えします。 |
| 条例施行日以降に取得された物件のみを課税すべきである。 | 1件 | 負担を求める理由や公平性の観点から、取得日にかかわらず負担を求めていくことが適切であると考えます。 |

| | | |
|---|----|--|
| 課税対象について、住宅（一室）に着目するのか、人に着目するのか。 | 1件 | 非居住住宅（マンションの場合は一室）に着目し、その所有者に負担を求めることを考えています。 |
| 選挙権の無い持ち主から税金で赤字を埋めると読み取れる。 | 1件 | 今回検討している法定外税については、居住や利活用の促進という政策目的の達成や原因者として必要な社会的費用を負担してもらうために、導入を提言するものです。 |
| 課税対象地域を市街化区域に限定することはよい。 | 1件 | 御意見を踏まえ、答申を取りまとめてまいります。 |
| 建物の構造としては同じ「投資用マンション（区分所有賃貸住宅）」と「1棟賃貸住宅」を、所有権のあり方の違いにより、一方が課税対象となり、一方が課税対象とならないのは、公平性の観点から望ましくない。 | 1件 | 課税対象については、専ら居住の用に供する者のない住宅としつつ、負担を求める理由や担税力、公益性の観点から課税免除を設けてはどうかと考えており、京都市と共有し、京都市における今後の制度設計において、適切な検討を促します。 |
| 賃貸住宅の居住の有無の認定が困難ではないか。 | 1件 | 課税捕捉に当たっては、公平性の観点から確実に調査を行い、的確に課税対象を把握することが重要であると考えています。 |
| 外形上の判断が困難であり、課税の公平性が担保されないのではないか。 | 1件 | |
| 防犯上などの問題を発生させているような古い家屋については資産価値を表す額が一定以下となり、課税免除となってしまうのでは正が図られない。 | 1件 | 新たな負担を求めることで得た財源も使い、都市戦略として京都に暮らす魅力や価値の発信を行い、住宅政策として空き家の更なる流通促進や管理不全空き家の防止に取り組む中で、税制度の活用により、更なる政策効果が期待できるものと考えられる、としております。 |

6 負担の求め方（29件）

| 御意見（要旨） | 件数 | 検討委員会の考え方 |
|---------------------------|----|--|
| 固定資産税や都市計画税との二重課税とならないか。 | 4件 | 総務大臣の不同意要件のひとつとして、「国又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」があり、検討委員会では、その点も踏まえ検討を進めました。今後の制度設計において、この不同意要件に抵触することのないよう、京都市において検討されるものと考えています。 |
| 立地条件は反映させるべきである。 | 2件 | 御意見を踏まえ、答申を取りまとめてまいります。 |
| 空き家への税金はできるだけ高くしてほしい。 | 2件 | 具体的な負担の程度など、具体的な制度設計については、今後、京都市において検討されるものと考えています。 |
| 税額の算出方法は案1が望ましい。 | 1件 | 御意見を踏まえ、答申を取りまとめてまいります。 |
| 税額の算出方法は案2が望ましい。 | 1件 | |
| 税額の算出方法は案3が望ましい。 | 1件 | |
| 資産価値と立地条件を税額算定の根拠とすべきである。 | 1件 | |
| 資産価値に応じた課税とすべきである。 | 1件 | |

| | | |
|---|----|--|
| 課税対象者は基本的に高所得者が想定されるため、思い切った課税をしてほしい。 | 1件 | 具体的な負担の程度など、具体的な制度設計については、今後、京都市において検討されるものと考えています。 |
| 基本的には資力のある方が対象となる人が多いはずなので、もっと課税してもよい。 | 1件 | |
| 昨今の不動産市況を見る限り、答申(案)程度の税額では、富裕層の意欲は減退しないと思う。 | 1件 | 具体的な負担の程度など、具体的な制度設計については、今後、京都市において検討されるものと考えています。 |
| 税負担は極力少なくしてほしい。 | 1件 | |
| 適正な税負担を求めるには案3は不適切である。 | 1件 | 各案の算出方法については、それぞれに意義を有しているものと考えております。御意見を踏まえ、答申を取りまとめてまいります。 |
| 税収を示し、財源確保に効果があることを示すべきである。 | 1件 | 税率や課税免除の要件などの制度設計によって変動はあるものの、税収見込み額は約8～20億円となると想定しています。 |
| 別荘と空き家を同じように課税するのはおかしい。 | 1件 | 空き家や別荘、セカンドハウスなどの非居住住宅の存在が、潜在的な住宅供給の可能性を狭めており、このような状況のもと、非居住住宅への居住の促進や土地・建物の有効活用を誘導するため、新たな負担を求めることが考えられるとしております。 また、税額の算出方法の一つとして、担税力に見合った負担を求めることができるよう、資産価値を表す額をもとに税額を算出するとの案を示しております。 |
| 古い町家や木造住宅へはできるだけ税負担を低く、投資や別荘目的のものは税負担を高くすべきである。 | 1件 | 税額の算出方法の一つとして、担税力に見合った負担を求めることができるよう、資産価値を表す額をもとに税額を算出するとの案を示しております。 |
| 住宅用地特例分の負担も求めていくべきである。 | 1件 | いただきました御意見について、京都市と共有し、今後の参考とさせていただきます。 |
| 税額は所有者の収入も加え、累進的に課税すべきである。 | 1件 | 負担の求め方としては、一種の財産税として担税力に見合った負担を求めていくのであれば、資産価値を表すものをもとに税額を算出することが考えられる一方、一律に対象地域内の土地及び建物の有効活用を促進するとの考え方から、家屋の床面積をもとに税額を算出することなども考えられるとしております。 |
| 土地の価値を重視すべきである。 | 1件 | よりよい立地に所在するものに、より大きな負担を求めていくことで、負担の公平性が図れるとともに、非居住住宅のより適切な利活用の促進につながるものと考えています。 |

| | | |
|---|----|---|
| 不動産価値をもとに算出すると、住民税以上の額になりうる。京都に住民登録した際の住民税より高くなるのはおかしい。 | 1件 | 負担の程度については、現行の固定資産税の負担の程度を考慮し、熱海市の「別荘等所有税」もひとつの参考として、過重なものとならないよう設定することが望ましいとしており、具体的な制度設計については、今後、京都市において検討されるものと考えています。 |
| 人件費をかけず、簡素な税にすべきである。 | 1件 | 具体的な制度設計については、今後、京都市において検討されるものと考えておりますが、御意見を踏まえ、答申を取りまとめてまいります。 |
| 空き家の資産価値を公平に見極めて課税を決めるべきである。 | 1件 | 資産価値を表すものとして、固定資産評価額や固定資産税額などをもとに税額を算出することが考えられるとしております。 |
| 税収見込み額が約8億円～20億円と幅広い数値となっているが、各案の税収見込み額を記載すべきである。 | 1件 | 今回の答申は非居住住宅への適正な負担の在り方についての考え方をお示ししているものです。各案は税率や課税免除の要件などの制度設計によって税収の変動があり、今後、京都市において具体的な制度設計の検討がされるものと考えています。 |
| 固定資産税の上限10%ぐらいまでの税負担なら支払える。熱海市の別荘税は過大な負担となるのではないか。 | 1件 | 負担の程度については、現行の固定資産税の負担の程度を考慮し、熱海市の「別荘等所有税」もひとつの参考として、過重なものとならないよう設定することが望ましいとしており、具体的な制度設計については、今後、京都市において検討されるものと考えています。 |

7 結論（0件）

8 その他（13件）

| 御意見（要旨） | 件数 | 検討委員会の考え方 |
|-------------------------------------|----|--|
| みらい税など、明るい未来がこの税で達成されると思える名称にしてほしい。 | 3件 | 名称については、今後、京都市において検討されるものと考えていますが、御意見について、検討の参考とするよう、京都市にお伝えします。 |
| 京都市からの情報発信が必要である。 | 2件 | 導入までのプロセスの各段階において、市民や納税者、関係者に丁寧に説明し、その理解を得ながら、しっかりと進めるべきと考えています。 |
| 名称は誤認されないようなものとすべきである。 | 2件 | 名称については、今後、京都市において検討されるものと考えていますが、御意見について、検討の参考とするよう、京都市にお伝えします。 |
| 前向きな名称にしてほしい。 | 1件 | |
| 新税の名称として「京都活性化税」はどうか。 | 1件 | |

| | | |
|---|-----|---|
| 新税を導入して終わりにするのではなく、今後中長期的に「目的」達成のため税率引き上げを行うことが重要である。 | 1 件 | 一定の期間を定めて新たな税の導入による効果や他の税目を含む税収の状況を検証するとともに、社会情勢の変化に対応し、必要があると認めるときは、適宜制度の見直しをしていくことが必要であると考えます。 |
| 価値観や生活様式、就労形態の多様化及び高齢化社会に伴い二地域居住の価値が増している。 | 1 件 | 二地域居住については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」(内閣府)において記載があり、将来的に、二地域居住を行う者についての地方税の納税の考え方が整理されたときに、今回検討した法定外税についても改めて検討が必要となる場合があるものと考えられることから、この動向を注視する必要があると考えています。 |
| 市民や納税者、関係者に丁寧に説明し、その理解を得ながら進めていくのはよいことである。 | 1 件 | 御意見を踏まえ、答申を取りまとめてまいります。 |
| 答申に加え、幅広い利害関係者の意見も徴したうえで、慎重に議論すべきである。 | 1 件 | 導入までのプロセスの各段階において、市民や納税者、関係者に丁寧に説明し、その理解を得ながら、しっかりと進めるべきと考えています。 |

○ その他の御意見 (38件)

| 御意見 (要旨) | 件数 | 検討委員会の考え方 |
|-------------------------------|-----|--|
| 観光寺院の拝観料や宗教法人に課税すべきである。 | 4 件 | 寺社仏閣の拝観料に係る課税については、先の「京都市住みたい・訪れたいまちづくりの在り方に関する検討委員会」において、税の負担能力や信教の自由の観点から、導入することは適切でないとの意見が出されています。 |
| 市長、職員、市議会議員の給与カットをすべきである。 | 4 件 | いただきました御意見について、京都市と共有し、今後の参考とさせていただきます。 |
| 高所得者に対し負担を求め、低所得者層に減税をすべきである。 | 3 件 | |
| 駐車場税、通行税を検討すべきである。 | 2 件 | 駐車場税については、先の「京都市住みたい・訪れたいまちづくりの在り方に関する検討委員会」において検討が行われ、全市の駐車場を対象とする場合、入洛客だけでなく、市民や事業者の車の利用も抑制することとなることや、駐車場の把握をどのように行うかといった課題があることから、今後の技術革新の可能性も考慮し、京都市において引き続き検討を進めるべきとされています。 |

| | | |
|--|-----|---|
| 観光客に課税すべきである。 | 1 件 | 京都市では、国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、平成 30 年 10 月から、京都市の宿泊施設における宿泊料金の発生する宿泊に対し、宿泊者に負担を求める「宿泊税」を導入しています。 |
| 交通局を民営化すべきである。 | 1 件 | いただきました御意見について、京都市と共有し、今後の参考とさせていただきます。 |
| 生活弱者を守るべきである。 | 1 件 | |
| コロナ終息後に入浴客を増やすための施策を検討すべきである。 | 1 件 | |
| 一人で複数台車を所有している人も課税対象にしてほしい。 | 1 件 | |
| なぜ京都市が厳しい財政状況かを考察すべきである。 | 1 件 | |
| 市議会議員、府議会議員の定数を削減すべきである。 | 1 件 | |
| ペレットストーブの助成金を再度お願いしたい。 | 1 件 | |
| 新しい家は京都には不要である。 | 1 件 | |
| 観光にばかり予算を割り振り、市民生活への割り振りが少ない。 | 1 件 | |
| 市外に住み、市から収入を得ている者は、市に納税していないのではないか。 | 1 件 | |
| 既存住宅に固定資産税の住宅用地特例を適用すべきではない。 | 1 件 | |
| 住んでいない高所得者よりも実際に住んでいる住民の方を向いた施策をお願いしたい。 | 1 件 | |
| 外国人が購入する土地やマンションなどの規制をお願いしたい。 | 1 件 | |
| 京都の若者脱出問題は受け皿が第三次産業しか無い状態で歯止めは難しい。全国から京都が大好きな人を呼び寄せる事を考えたらどうか。 | 1 件 | |
| 京都市はお金もないのに見栄を張って低所得者層に手厚くしすぎである。 | 1 件 | |
| 炭素税を導入すべきである。 | 1 件 | |
| 市内への車の流入を減らすため、市内の高速インターチェンジを降りる車に課税すべきである。 | 1 件 | |
| 大企業の法人市民税を 8. 2%から 8. 4%に引き上げるにより財源を確保すべきである。 | 1 件 | |
| 市民が住み続けてよかったと思える京都市を作ってほしい。 | 1 件 | |
| 京都市は財政運営をきちんとしてほしい。 | 1 件 | |
| 個人課税ばかり強化すると京都市から出ていく人がますます増える。 | 1 件 | |
| 廃棄物税を改定し、燃えるごみを高くし、リサイクルごみを安く、価格差を設けるべきである。 | 1 件 | 産業廃棄物税は京都府において導入されております。 |
| 意見募集の結果を踏まえ修正した答申案で再度意見募集をすべきである。 | 1 件 | 今回の意見募集で皆様からいただいた御意見を踏まえ、答申を取りまとめることとしており、具体的な制度設計やその進め方については、今後、京都市において検討されるものと考えています。 |

| | | |
|-------------------------------|-----|---|
| 市外居住者に市民意見募集の内容が適切に周知されているのか。 | 1 件 | 京都市において広報発表を行い、京都市のホームページや SNS において周知を行うとともに、不動産関係団体にも周知の御協力をいただいております。 |
|-------------------------------|-----|---|